

令和8年3月25日

宛先各位

新潟海上保安部
交通課長

新潟信号所における管制信号の運用について（お知らせ）

日頃より、新潟港西区港内交通管制業務に御理解、御協力いただきありがとうございます。

さて、本年3月上旬まで、新潟信号所において翌日の入出港管制予定を作成し、新潟海上保安部ホームページへの掲載を行っていましたが、第九管区海上保安本部ホームページに統合されたことに伴い、管制予定表の掲載場所が変更となりましたのでお知らせいたします。

【掲載先：第九管区海上保安本部ホームページ - 許可申請・届出 - 新潟海上保安部 - 新潟港管制予定】

なお、管制船時刻報告書の書式や提出方法等の運用につきましては、従来から変更はございません。「新潟信号所における管制信号の運用について（お知らせ）（令和3年4月20日 新潟海上保安部交通課長）」は廃止します。

【運用】

新潟港では、港則法第38条及び港則法施行規則第20条の2（別表第四）に基づき、管制対象船舶は、交通整理のために行う信号に従わなければならないと定められています。これにより管制対象船舶の入出港をする際には事前に管制信号時間の予約が必要であり、次のとおり運用しておりますので留意願います。

- ・ 「管制船時刻報告書」の提出期限を入出港予定の前日15時30分頃までとします。
（※船舶の動静等により、当日の時間変更等については柔軟に対応しております。）
- ・ 毎日14時、16時を目途に入出港管制予定を第九管区海上保安本部ホームページへ掲載します。
（※ただし、14時に入出港管制予定を確定して掲載することから、それ以降に提出を受けた「管制船時刻報告書」が、14時掲載分と競合した場合、14時掲載分を優先いたします。）

【その他、注意事項】

- ・ 管制対象船舶
総トン数500トン（油送船は300トン）以上の船舶、総トン数500トン未満の船舶（入出港禁止信号に限る）
※台船等の非自航船にあっても総トン数500トンを超える場合には管制対象となります。
対象か否か不明な場合は、新潟海上保安部交通課まで問合せください。
- ・ 巡視船等が海難救助、その他緊急に入出港する必要がある際は、管制信号を切り替える場合があります。御理解、御協力願います。

新潟海上保安部 交通課
TEL：025-244-1008 FAX：025-248-1006
新潟信号所
TEL：025-244-1180（FAX兼用）

